

長期優良住宅の認定申請手数料

■ 長期優良住宅（新規認定・譲受人決定・地位の承継）

令和8年4月1日現在

区分				手数料	
				床面積の合計	金額（円）
【認定】 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料 法第5条第1項から～第7項 <					

□ 確認書等とは・・・住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書

□ 共同住宅等とは・・・共同住宅、長屋その他の1戸建の住宅以外の住宅

① 法第5条第1項・・・1戸建ての住宅の新築で建築主と維持保全実施者が同一の場合

② 法第5条第2項・・・1戸建ての住宅の新築で分譲事業者以外の者が他の者に譲渡してその者が維持保全実施者となる場合

③ 法第5条第3項・・・1戸建ての住宅の新築で分譲事業者が認定申請を行う場合

④ 法第5条第4項・・・区分所有住宅の新築で管理者等が維持保全実施者となる場合

⑤ 法第5条第5項・・・区分所有住宅の増改築で管理者等が維持保全実施者となる場合

⑥ 法第5条第6項・・・既存の1戸建ての住宅で所有者と維持保全実施者が同一の場合

⑦ 法第5条第7項・・・既存の区分所有住宅で管理者等が維持保全実施者となる場合

■長期優良住宅（変更認定・許可）

令和8年4月1日現在

区分				手数料	
				床面積の合計	金額（円）
【変更認定】 長期優良住宅建築等計画等の 変更の認定申請手数料 法第8条第1項 <					

- ①法第8条第1項・・・法第5条の認定を受けた建築物に対する変更
 ②法第9条第1項・・・法第5条第3項の認定を受けた1戸建ての住宅で譲受人が決定した場合の変更
 ③法第9条第3項・・・法第5条第4項の認定を受けた区分所有住宅で管理者等が選任された場合の変更
 ④法第10条・・・法第5条の認定を受けた建築物で他の者に承継した場合の変更